

長 建 産 発 第 9 3 号
令 和 3 年 3 月 1 8 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いの延長について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

東日本大震災に伴う建設業関係事務の特別の取扱いについては、平成33年（令和3年）3月末をもって終了することとなっておりますが、今般、被災地及び被災建設業者の現状に鑑み、その取扱いについて別添文書「記」以下のとおり延長を行う旨、全国建産連を通じ国土交通省不動産・建設経済局建設業課より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。